令和３年度介護保険制度の主な改正点について

１　高額介護（予防）サービス費見直し（８月１日施行）

制度創設時から、医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されていますが、負担能力に応じた負担とする観点から医療保険側に合わせて見直しされます。

なお、一般区分や市民税世帯非課税者等の負担限度額に変更はありません。

収入条件	世帯上限額
見直し前	
現役並み所得相当 （年収約 383 万円以上）	44,400 円
↓	
見直し後	
課税所得約 690 万円以上 （年収約 1,160 万円以上）	140,100 円
課税所得約 380 万円以上～690 万円未満 （年収約 770 万円以上～1,160 万円未満）	93,000 円
課税所得約 145 万円以上～380 万円未満 （年収約 383 万円以上～770 万円未満）	44,400 円

２　施設における食費居住費の補足給付の見直し（８月１日施行）

在宅介護の方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担になるよう、第３段階の見直しがされます。

段階 自己負担限度額	第３段階 世帯全員市民税非課税かつ 本人収入８０万円超	８月から→	第３段階① 世帯全員市民税非課税かつ 本人収入１２０万円以下	第３段階② 世帯全員市民税非課税かつ 本人収入１２０万円超
食費日額	６５０円		６５０円	１，３６０円
居住費日額 例：特養多床室	３７０円		３７０円	３７０円
合計	１，０２０円		１，０２０円	１，７３０円

３　財政調整交付金等の算定方法の見直し（４月１日施行）

第１号被保険者（６５歳以上）に占める後期高齢者（７５歳以上）の加入割合の違いに係る調整について、令和２年度までは要介護認定率による重み付けでしたが、今年度から一人当たり介護給付費による重み付けに見直しになりました。

また算定時期が８月サービス提供・９月支給決定分までに前倒しになりました。このため令和３年度の報告は、令和２年１２月サービス提供・令和３年１月支給決定分から対象となり、例年より短い期間分の予定です。

令和２年度まで	１月～１２月審査分
令和３年度	１月～９月審査分
令和４年度から	１０月～９月審査分